

◆ 大阪樟蔭女子大学任期制教員に関する規程

(令和 5 年 4 月 1 日)

(目的)

第1条 この規程は、大阪樟蔭女子大学（以下「本学」という。）において、多様な知識や経験を有する教員相互の学問的交流が不断に行われる状況を創出することが、本学の教育研究の活性化及び進展にとって重要であることにかんがみ、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第4条第1項及び第5条第2項の規定に基づき、本学において任期を定めて任用する教員（以下「任期付教員」という。）について、必要な事項を定める。

(任用組織等)

第2条 法第4条第1項により任期付教員を任用できる組織、職名及び任期に関する事項は、別表のとおりとする。なお、任期について、本規程を適用しない場合、有期雇用専任職員就業規則第6条第1項の規定による。

(労働契約)

第3条 任期付教員を任用する場合は、任期を定めた労働契約を交わすものとする。

(任期の満了)

第4条 当該労働契約は、任期期間の満了をもって終了するものとする。

2 任期満了後の再任はしない。ただし、学長が本学の運営上等で特に必要と認める場合は、次の各号に掲げる事項について審査を行い、理事会の承認を経て任期の解除または再任することができる。

- (1) 教育活動に関する事項
- (2) 研究活動に関する事項
- (3) 地域社会への貢献等に関する事項
- (4) その他本学の管理運営に関する事項

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、学長が部館長会の意見を聴き、理事会の承認を経て行う。

2 この規程を改廃した場合は、法第5条第4項の規定に基づき、ホームページ等に公表するものとする。

附 則

1 本規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。

別表

教育・研究組織名	対象となる職名	任期	再任	根拠
大学各学部・ 大学院各専攻	教授、准教授	5年以内	不可	法第4条第1項第1号
	助教、講師	5年以内	不可	法第4条第1項第2号